

保育を必要とする事由のうち市が定めるべき事項について（案）

1 保育を必要とする事由について

○2号認定（満3歳以上の保育認定）及び3号認定（満3歳未満の保育認定）の認定を受けるためには、下記の10つのいずれかに該当する必要がある。

- ①就労していること（月48時間から64時間までの範囲内で市が定める時間以上の労働）
- ②産前産後（効力発生日から出産後8週間）
- ③疾病・負傷・障害
- ④同居親族の介護又は看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動中（効力発生日から90日を限度として市が定める期間を経過する日が属する月末まで）
- ⑦就学・職業訓練
- ⑧児童虐待・DV
- ⑨保護者が育児休業中で、育児休業に係る子ども以外の子ども（つまり兄弟）が保育園等を利用している場合（保育を利用できる期間は、その事情を勘案して市が定める期間）
- ⑩①～⑨以外で市が認める事由

2 市が定めるべき事項について

- (1) 就労（月48時間から64時間までの範囲内で市が定める時間）【1-①】
 - ・本市においては、平成26年6月23日の子ども・子育て会議において、月48時間とすることで決定した。
- (2) 求職活動中（効力発生日から90日を限度として市が定める期間）【1-⑥】
 - ・現在も市において、求職中の保育利用を認めているが、2ヶ月（60日）の間に就労先を探すこととしている。
 - ・平成27年度以降は、その期間について、国が示す限度である90日とすることとしたい。
- (3) 育休期間中の兄弟の利用（保育を利用できる期間は市が定める期間）【1-⑨】
 - ・現在は、保護者が育児休業を取得している場合には子どもが1歳になる日の属する年度末まで、保護者が出産のため一度仕事を辞めた場合など育児休業を取得できない場合には子どもが1歳になる日の属する月末まで、その兄弟の保育の利用を可能としている。
 - ・平成27年度以降は、その期間について、育児休業の有無に関わらず、子どもが1歳になる日の属する年度末まで、その兄弟の保育の利用を可能とすることとしたい。
- (4) 1-①～⑨以外で市が認める事由【1-⑩】
 - ・市が認める事由については、想定できるものがないため定めないこととしたい。